

財団法人 仁淀川町ふるさと体験センター寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人仁淀川町ふるさと体験センターという。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を吾川郡仁淀川町竹ノ谷 612 番地
仁淀川町池川自然学園内に置く。

(目的)

第3条 この法人は、自然に接する機会の少ない青少年及び都市の生活に疲れた青少年等を対象に豊かな自然環境の中で、共同生活による生活体験や農業、畜産等自然に密着した勤労体験等を通じて、心身のリフレッシュを図るとともに、自立心、忍耐心、愛育心を養い、社会人としての適応性を身につけさせるなど、青少年の健全育成と活力ある地域づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 青少年の健全育成に関すること
- (2) 仁淀川町池川自然学園の維持管理業務の受託に関すること
- (3) 青少年の勤労体験留学、自然体験留学、親子体験活動、親子交流、山村留学等に関する収益事業
- (4) 教育支援に関すること
- (5) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

第2章 財産及び会計

(財産の構成)

第5条 この法人の財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の種類)

第6条 この法人の財産は、基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。

ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、高知県知事の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 この法人の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、当該会計年度開始前に理事会の議決及び、評議員会の同意を得なければならない。

2 前項の事業計画及び収支予算を変更しようとするときは、理事会の議決及び、評議員会の同意を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(事業報告、収支決算及び、財産目録)

第11条 この法人の事業報告及び、収支決算並びに当該会計年度末の財産目録は、理事長が作成し、監事の監査を経て、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第12条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員、顧問及び職員

(役員の種類及び選任)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- | | |
|----------|------------------------------|
| (1) 理事長 | 1人 |
| (2) 副理事長 | 2人 |
| (3) 常務理事 | 1人 |
| (4) 理事 | 6人以上9人以内（理事長、副理事長及び常務理事を含む。） |
| (5) 監事 | 2人 |

2 理事及び監事は、評議員会において選任する。

3 理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選により定める。

4 理事、監事及び評議員は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。

3 常務理事は、理事長の命を受けて常務を処理し、副理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、業務を議決し、執行する。

5 監事は、民法（明治29年法律第89号）第59条の職務を行う。

(役員任期)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により、選任された役員任期は、前任者又は、現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任し、または任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第16条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決により解任することができる。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員にあらかじめ通知するとともに、当該役員に解任の議決を行う理事会及び評議員会において弁明の機会を与えなければならない。

(顧問)

第17条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の運営に関し理事長に意見を述べ、又は助言することができる。

(事務局)

第18条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他必要な職員を置く。

3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、理事長が定める。

第4章 理事会

(構成)

第19条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第20条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(種類及び開催)

第21条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 監事から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があつ

たとき。

(招 集)

第22条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を示してあらかじめ文章をもって通知しなければならない。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

(議 長)

第23条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第24条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ、開催することができない。

(議 決)

第25条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由により、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の運用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

- (2) 理事の現在数
 - (3) 会議に出席した理事の氏名（書面表決者及び表決委任者にあつては、その旨を記載すること。）
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録の署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、出席理事の中から、その理事会において選出された議事録署名人2人以上が議長とともに、署名押印しなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第28条 この法人に、評議員6人以上12人以内を置く。

- 2 評議員は、理事会で選任し、理事長がこれを委嘱する。
- 3 評議員には、第15条及び第16条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第29条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 4 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
- 5 評議員会は、第24条から第27条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。
- 6 前各号に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 賛助会員

(賛助会員)

第30条 この法人の目的に賛同し、所定の賛助会費を納入するものを賛助会員とする。

2 賛助会員について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第31条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、高知県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第32条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、高知県知事の認可を得て解散することができる。

2 解散のときに存する残余財産は、理事会及び評議員会の議決を経、かつ、高知県知事の許可を得て処分するものとする。

第8章 雑則

(委任)

第33条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

1 この寄附行為は、平成4年3月13日から施行する。

2 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第10条第1項の規定

にかかわらず、設立者の定めるところによる。

- 3 この法人の設立初年度の会計年度は、第12条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成5年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の役員は、第13条第2項及び第3項の規定にかかわらず設立者の定めるところによるものとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず平成7年3月31日とする。

設 立 者 池 川 町

附 則

この寄附行為は、平成20年6月28日から施行する。